

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

贈与があった時

Q : 贈与があった時とは、いつの時点をいいますか？

A : 次のように取り扱われることとなっています。

【解説】

贈与がいつあったかということは、財産の評価額や申告期限にも影響を及ぼすことから、非常に重要なことですが、これについては、次のように取り扱われることとされています。

- ①書面によるものは、その贈与契約の効力の発生の時（受贈者が財産を受け取り、自己のものとして管理運用した時）
- ②書面によらないものは、その贈与の履行のあった時（受贈者に贈与財産を引き渡したとき）。ただし、停止条件が付いているものについては、その条件が成就した時
- ③農地などの場合は、農地法の許可又は届出の効力の生じた日後に贈与があったと認められるものを除き、その許可のあった日又は届出の効力のあった日
- ④所有権の移転の登記又は登録の目的となる財産で、贈与の日が明確でないものについては、特に反証のない限り、その登記又は登録があった時

なお、不動産や株式等の名義変更がなされた場合や他人名義で新たに不動産や株式等を取得した場合において、対価の授受が行われていないときは、原則として贈与があったものとして取り扱われることとされています。

